

別紙様式 6

随意契約結果表(委託等契約)

所 属	観光文化政策課
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約業者名	株式会社 J T B 甲府支店
品 名	新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設運営業務 (第 1 号宿泊施設)
契約金額 (税込み)	50,592,221 円
随意契約理由	<p>本業務は、新型コロナウイルス感染症に感染した軽症者等の安静・療養を目的とする宿泊療養施設の運営、管理を行うものである。</p> <p>軽症者の受入については、第 1 号～第 8 号までの宿泊療養施設により行ってきたが、終息が見えない新型コロナウイルスへの対応など医療提供体制の確保が今後も課題となることから、令和 4 年度も宿泊療養施設を切れ目なく継続して確保する必要がある。</p> <p>本業務は、4 月 1 日より直ちに業務を開始する必要があることから、競争入札に付する暇がない。また、療養者の生活全般に係る支援や、外出の制止、外部からの侵入者等への対応を行う警備体制、入所時に施設まで移送する移送運転支援、療養者の健康状態の把握、相談対応などといった多岐にわたる業務を迅速かつ適正に実施する必要があるため、契約相手方は、これ</p>

	<p>までに新型コロナウイルス軽症者への対応を行ったことがある経験や知識、ノウハウを有し、宿泊療養施設の運営業務実績を有していることが重要である。</p> <p>今回、随意契約予定の株式会社 JTB 甲府支店は、これまでに、新型コロナウイルス軽症者等の安静、療養を目的とする第2号宿泊療養施設（東横イン甲府南口）をはじめとし、県内計8か所の宿泊療養施設の開設準備、運営、管理等を行ってきた実績があり、本業務を遂行するための経験、知識、運営業務実績を充分に有している。よって、本業務は競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。</p> <p>また、同様の理由により、山梨県財務規則第137条第3項の特別な理由に該当するので見積合わせを省略する。</p>
随意契約の根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号